

姫路市コミュニティ・プラント等  
運転管理業務委託共通仕様書

姫路市下水道管理センター

# 姫路市コミュニティ・プラント等運転管理業務委託共通仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この仕様書は、姫路市が発注するコミュニティ・プラント、上菅処理場、城山浄化センター及びマンホール形式ポンプ場の運転操作及び保守点検等の業務の委託に係る仕様を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミ・プラ等 別に定める業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第1条で定める施設をいう。
- (2) 監督員等 監督員通知書で通知する姫路市職員及びその代理者をいう。
- (3) 処理場等 特記仕様書第1条のコミュニティ・プラント、処理場及び浄化センターの欄で定める施設をいう。
- (4) 水処理施設等 公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設をいう。
- (5) 非常事態 通常の委託業務を除く、次に掲げる事態が発生した場合とする。
  - ア 地震が発生し、各コミ・プラ等の属する地域にて「姫路市地域防災計画」に定める防災指令第2号が発令された場合。
  - イ 姫路市で大雨若しくは洪水の気象警報が発令された場合又はコミ・プラ等に被害が予見される場合。
  - ウ その他の災害又は事故等が発生し、コミ・プラ等に被害が発生した場合又は予見される場合。

### (対象施設)

第3条 委託業務の対象となる施設の種類、施設名及び所在地は、特記仕様書に定めるとおりとする。

### (委託業務)

第4条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運転操作監視業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 水質試験業務
- (4) 事務業務
- (5) その他業務

### (法令等の遵守)

第5条 受託者は、コミュニティ・プラントにあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）及びその他関係法令を、上菅処理場及び城山浄化センターにあつては下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法及びその他関係法令を遵守するとともに、施設の機能を十分に達成できるよう誠実に委託業務を履行しなければならない。

## 第2章 業務体制

### (委託業務の時間)

第6条 委託業務の遂行時間は、別紙1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条に定める非常事態発生時の対応その他必要があるときは、受託者は、監督員等の指示に従って委託業務を行わなければならない。
- 3 前項の規定に対応するため、受託者は、常時対応できる体制を整えなければならない。

### (組織体制)

第7条 受託者は、委託業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

- 2 受託者は、次条に定める業務従事者に対し、機敏な行動を心掛け、態度及び言葉遣いに注意して対応するよう指導しなければならない。

3 業務従事者の服装は、作業に安全でかつ統一されたもので、胸には名札等をつけるものとし、常に清潔に保つよう努めなければならない。

(業務従事者の要件及び配置数)

第8条 委託業務に従事する者の要件及び配置数は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者（1名）

次号の規定により選任された業務責任者のうち、水処理施設等の運転操作監視業務において従事した経験を原則3年以上有する者

(2) 業務責任者（1名以上）

コミュニティ・プラントにおいては第10条第1項第1号、上菅処理場及び城山浄化センターにおいては第10条第1項第2号に定める資格を有する者

(3) 作業員（受託者が必要と認める数）

コミ・プラ等の運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える者（責任者の職務）

第9条 総括責任者は、他の業務従事者を指揮監督するとともに、委託業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

2 業務責任者は、第6条第1項に定める委託業務の遂行時間中は原則コミ・プラ等に常駐しなければならない。

3 総括責任者又は業務責任者が不在の時は、代理者を定め、前2項の業務を遂行させなければならない。

(有資格者の配置)

第10条 受託者は、業務従事者の中に、次に掲げる有資格者を配置しなければならない。ただし、受託対象外の処理場等にかかる有資格者についてはこの限りでない。

(1) 技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定に定める資格を有する者）を各コミュニティ・プラントに1名以上

(2) 下水道法第22条第2項の規定に定める資格を有する者を上菅処理場、城山浄化センターに1名以上

(3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）を1名以上

(4) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項又は第2項に規定する第一種又は第二種電気工事士である者）を1名以上

(5) 特定化学物質作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者）を1名以上

(6) 中型自動車第一種運転免許（8t限定）又は同等以上の免許を有する者を菅生潤コミュニティ・プラント、寺コミュニティ・プラントのいずれかに1名以上

(7) クレーンの運転の業務特別教育（つり上げ荷重が5t未満）及び玉掛け業務の特別教育（つり上げ荷重1t未満のクレーン）を修了した者を菅生潤コミュニティ・プラント、寺コミュニティ・プラントのそれぞれに1名以上

(8) その他業務遂行上必要とする法令等で定められた資格

2 前項第1号及び第2号の有資格者は、各コミ・プラ等に第6条第1項で定める委託業務の遂行時間、常駐しなければならない。

(業務従事者の届出)

第11条 受託者は、業務従事者の氏名、保有資格免許等について、別紙2の「運転管理業務委託業務年間計画書作成要領」に基づき委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の業務従事者を交替し、又は異動させる場合には、事前に委託者に届け出なければならない。

3 委託者は、委託業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる業務従事者があった場合には、受託者に対しその理由を明示し、必要な措置を求めることができる。この場合、受託者は、速やかに委託業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

(非常事態発生時の対応)

第12条 受託者は、非常事態に備えて必要な措置が講じられるよう、業務従事者の非常招集ができる体制を確立しておかななければならない。

2 受託者は、非常事態発生時には、別紙2の「運転管理業務委託業務年間計画書作成要領」第2条第1項

第7号により作成した「非常事態発生時対応の業務体制表」に基づき、直ちに必要な人員を現場等に適切に配置し、監督員等に報告しなければならない。

- 3 受託者は、非常事態発生時には、別紙2の「運転管理業務委託業務年間計画書作成要領」第2条第1項第8号により作成した「非常事態発生時運転操作手順書」に基づき、非常事態発生時対応業務を遂行しなければならない。
- 4 委託者は、非常事態発生時には、受託者に対し応急措置を求めることができる。
- 5 受託者は、非常事態発生時対応業務に従事した場合は、速やかに従事した人数、対応時間及び対応内容を監督員等に報告するものとする。

(労働安全衛生)

第13条 受託者は、労働安全衛生法その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、委託業務履行に当たり電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気及び可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の履行に当たり、安全対策に必要な器具等を用意するものとする。
- 4 受託者は、委託者が別に発注した工事や点検等と作業場所が隣接し、又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障を来さないように努めなければならない。

(教育及び訓練)

第14条 受託者は、業務従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

- 2 受託者は、業務従事者に対し、非常事態発生時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。
- 3 受託者は、委託者が行う訓練に協力を求められた場合、業務に支障のない範囲で協力をするものとする。

### 第3章 委託業務の内容

#### 第1節 運転操作監視業務

(運転操作監視業務の内容)

第15条 運転操作監視業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) コミ・プラ等の各種設備及び機器の運転操作及び制御
- (2) 処理場等の監視室における運転状況の監視及び記録
- (3) コミ・プラ等の施設、設備及び機器の巡視及び記録
- (4) その他前各号に付随する業務

(運転操作)

第16条 受託者は、各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作を行わなければならない。また、故障時及び事故時等においても適切な処置をとらなければならない。

- 2 受託者は、コミ・プラ等の施設及び設備の運転操作に当たり、コミ・プラ等の施設及び設備の機能が発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に操作を行わなければならない。新たに増設又は改造された施設及び設備等についても同様とする。
- 3 汚泥処理に係る運転操作監視業務は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう処理場等施設全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うものとする。また、脱水汚泥の含水率が、85%以下となるよう（加えて、城山浄化センター及び上菅処理場については概ね80%以上）、汚泥処理設備の運転操作を行わなければならない。
- 4 大雨又は水質の異常な流入水により、放流水の水質を悪化させることが懸念される場合は、直ちに監督員等に報告し、運転操作について適切な処置を行うものとする。

(監視記録)

第17条 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録しなければならない。

- 2 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であるかを確認しなければならない。その

際、異常があれば、速やかに監督員等に報告しなければならない。

- 3 運転管理日報、運転管理月報及び運転管理年報データは、遅滞なく監督員等の指定するデータファイルに入力するものとする。
- 4 前項の規定により入力したデータを修正する必要がある場合は、監督員等と協議を行った上で修正するものとする  
(巡視)

第18条 受託者は、コミ・プラ等の巡視を、次に掲げる頻度で行うものとし、施設の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めなければならない。

- (1) 別紙1に定める休日等を除く毎日
  - (2) マンホール形式ポンプ場においては月2回以上
- 2 巡視により異常を発見した場合は、直ちに監督員等に報告し、その指示に従うものとする。

## 第2節 保守点検業務

(保守点検業務の内容)

第19条 保守点検業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 処理場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検及び保守
- (2) マンホール形式ポンプ場等の施設、設備及び機器の定期点検及び保守
- (3) コミ・プラ等の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換
- (4) コミ・プラ等の施設、設備及び機器の故障警報、異常又は非常事態発生時の臨時点検
- (5) コミ・プラ等の施設、設備及び機器の簡易修理（フロートスイッチとリレー交換等）、改良及び造作
- (6) その他前各号に付随する業務

(保守点検)

第20条 受託者は、コミ・プラ等の設備等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うするため、次に掲げる事項について日常点検、定期点検及び保守を行わなければならない。

- (1) 日常点検は、機器及び設備の保全を主目的とし、別紙3の「標準点検基準表」に定める点検内容により、目視、触感等感覚的な点検及び計器による点検を行い、その結果を記録するものとする。点検の結果、調整の必要がある場合は、その調整を行い、その内容を記録するものとする。
  - (2) 定期点検は、別紙3の「標準点検基準表」に定める点検内容により適切な周期による点検及び記録を行い、監督員等に報告するものとする。
  - (3) 受託者は、各種機器が常に正常に作動するよう、給油、消耗品の交換、塗装及び清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うものとする。
- 2 受託者は、日常点検を第6条第1項に定める委託業務の遂行時間に行うものとする。
  - 3 受託者は、別紙3の「標準点検基準表」に定める点検内容及び頻度の変更並びに定めのない機器の点検等については、監督員等と協議の上行うものとする。
  - 4 受託者は、保守点検業務の履行に必要とする関係法令等を熟知し、その定めるところに従って業務を行わなければならない。
  - 5 受託者は、設備機器の重要性及び目的を理解した上で、設備の構造、動作特性、性能及び機能等を熟知し、保守点検業務に当たらなければならない。
  - 6 受託者は、保守点検業務に必要な機器の取扱説明書及び施設の図面等を常に整理しなければならない。
  - 7 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行わなければならない。
  - 8 保守点検業務は、複数人で行うなど十分に安全対策を施して行わなければならない。

(臨時点検)

第21条 受託者は、故障警報、異常又は非常事態発生時等には、コミ・プラ等の施設、設備及び機器の状況を確認し、臨時点検を実施しなければならない。

(簡易修理、改良及び造作)

第22条 受託者は、施設、設備及び機器の点検により発見した不良又は故障箇所、非常事態等により発生した破損箇所等のうち、現場で修理可能なものについては、適切に処置しなければならない。

- 2 受託者は、設備及び機器に対する簡易な改良及び造作については、監督員等と協議した上で処置しなければならない。

- 3 受託者は、設備及び機器の塗装が剥がれている箇所及び錆が発生している箇所を、その設備及び機器に適した塗料により塗装しなければならない。
- 4 前3項に規定する処置を行った場合において、監督員等が必要と認めた場合は、現場状況を写真に記録し、説明を付して提出しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する処置を行う場合は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
- 6 受託者において処置が不可能な場合は、速やかに監督員等に報告を行い、故障等報告書（様式第1号）を作成し、対応について協議するものとする。また、異常箇所の修理が完了した際は、遅滞なく監督員等に報告するとともに修理完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

### 第3節 水質試験業務

（水質試験業務の内容）

第23条 水質試験業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期的な水質分析及び汚泥性状分析
  - (2) 異常時における水質分析及び汚泥性状分析
  - (3) 水質及び汚泥性状分析に係る試料の採取作業
  - (4) 試験器具の洗浄
  - (5) 分析結果の記録及び報告
  - (6) 薬品の保管及び管理
  - (7) 廃液の保管、管理及び処分
  - (8) 委託者が別に委託した水質分析業務に係る採水作業及び立会い
  - (9) その他前各号に付随する業務
- 2 定期的な水質分析及び汚泥性状分析の内容については、別紙4に示すとおりとする。  
（水質分析等）

第24条 水質分析及び汚泥性状分析に当たっては、別紙4に定める項目について測定及び分析を行い、その結果を記録し、監督員等に報告するものとする。

- 2 水質試験業務の履行に当たっては、必要とする関係法令及び分析試験方法等を熟知し、その定めるところに従って実施しなければならない。
- 3 監督員等が運転管理上必要と認める事項については、試料の採取作業及び分析を行わなければならない。
- 4 水質測定機器は、随時点検及び調整を行わなければならない。
- 5 水質試験業務により発生する廃液は、関係法令に基づき適切に保管、管理し、処分しなければならない。
- 6 受託者は、水質試験業務で使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等、厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を図らなければならない。
- 7 受託者は、常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めなければならない。

### 第4節 事務業務

（事務業務の内容）

第25条 事務業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監督員等との業務打ち合わせ及び報告
- (2) 日誌、運転管理日報、運転管理月報並びに運転管理年報及び運転記録の整理及び文書作成
- (3) 事務室内の整理整頓
- (4) その他前各号に付随する業務

### 第5節 その他業務

（その他業務の内容）

第26条 その他業務の内容は、次に掲げる事項で定めるとおりとする。

- (1) 脱水汚泥、沈砂、し渣等及び廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の搬出準備、場外搬出時の立会い及び積み込み作業。

- (2) コミ・プラ等の施設内の清掃並びに周辺及び施設内の植栽の剪定及び草刈り
- (3) マンホール形式ポンプ場槽内の簡易な清掃
- (4) コミ・プラ等施設の開錠及び施錠の確認
- (5) コミ・プラ等施設の火災予防
- (6) 委託者が行う工事及び保守点検等の立会い及び作業補助
- (7) コミ・プラ等の見学者対応への協力及び安全管理
- (8) その他コミ・プラ等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務  
(その他業務)

第27条 受託者は、廃棄物等の搬出準備に当たっては、監督員等の指示により所定の場所にそれらを集積するものとする。また、受託者は、廃棄物等の場外搬出時の立会い及び積込み作業に当たっては、事故等がないよう細心の注意を払い、運搬者に対し適切な誘導等を行わなければならない。

- 2 受託者は、コミ・プラ等の施設内の清掃については、コミ・プラ等の快適な作業環境づくり及び美化のため随時行わなければならない。
- 3 受託者は、コミ・プラ等の周辺及び施設内の植栽の剪定及び草刈りについては、維持管理上支障のないよう随時行わなければならない。
- 4 受託者は、マンホール形式ポンプ場槽内の簡易な清掃に当たっては、除塵、除砂、スカム除去等を行わなければならない。
- 5 受託者は、コミ・プラ等施設の開錠及び施錠に当たっては、厳重に管理し、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止を図らなければならない。
- 6 受託者は、コミ・プラ等施設の火災を未然に防止するため、各処理場等に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を行い、火災の防止を図らなければならない。
- 7 受託者は、工事及び保守点検等の立会い及び作業補助については、監督員等の指示により適宜行うものとする。
- 8 受託者は、コミ・プラ等の見学者対応に当たっては、場内の案内に協力し、また、案内通路の安全確保を図らなければならない。

#### 第4章 支給物品等

(物品及び経費の負担区分)

第28条 委託業務の履行に必要な経費のうち次に掲げるものは、委託者が負担する。

- (1) 水処理用薬品
  - (2) 汚泥処理用薬品
  - (3) 脱臭装置用活性炭
  - (4) 処理水滅菌用薬品
  - (5) 水質試験用薬品
  - (6) 非常用自家発電機用燃料
  - (7) 草刈機用燃料
  - (8) オイル及びグリス等
  - (9) 工作に必要な鋼材、木材、配管及び補助材
  - (10) 機器類の消耗部品
  - (11) 水質試験用機器及び消耗品
  - (12) 補修に必要な部材及び塗料等
  - (13) 光熱水費（電気、ガス、水道）
  - (14) 委託者が設置した設備に係る電話料金
  - (15) 特殊機器（電気工作物、消防設備等）の法定点検に係る費用
  - (16) その他委託者が必要とするもの
- 2 受託者は、前項第1号から第14号までの使用に当たっては、節約等により経費の節減に努めなければならない。
  - 3 第1項に掲げるもの以外の経費は、受託者が負担する。
  - 4 受託者が調達する車両及び物品は、次のとおりとする。

- (1) 連絡用自動車
  - (2) 日常使う家具、備品及び消耗品
  - (3) 保守点検に使用する一般的な工具、測定機器
  - (4) 酸素濃度及び硫化水素濃度測定装置
  - (5) 委託業務の遂行に必要な前号以外の全ての安全対策器具
  - (6) その他業務の遂行上必要な車両及び物品
- 5 受託者は、マンホール形式ポンプ場の点検業務等、道路使用許可の必要な作業を行う場合、その申請及び交通誘導員の手配等、当該行為に係る一切の経費は、受託者の負担とする。

(物品の管理)

第29条 受託者は、前条第1項第1号から第12号までに掲げる物品（以下「支給物品」という。）の入出庫を、支給物品台帳にて管理し、用途を明確にしておかなければならない。

2 支給物品の管理は、次のとおりとする。

- (1) 薬品等は、品質等が劣化しないように管理するとともに、薬品により施設の劣化及び損傷が生じないように留意して管理しなければならない。
- (2) 受託者は、在庫不足により運転管理業務に支障を来たすことがないように、常に支給物品の在庫を把握しなければならない。
- (3) 受託者は、コミ・プラ等の場内に保管する支給物品については、常に整理整頓に努めなければならない。

(機器備品等の使用)

第30条 委託者は、委託業務の遂行上必要な機器備品、工具、完成図書及び鍵等（以下「機器備品等」という。）を、委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させることができるものとする。

2 機器備品等の点検及び清掃等、使用上の管理に係る費用は受託者の負担とする。

3 受託者は、委託業務が完了した場合又は契約が解除された場合には、委託者に対し、機器備品等を直ちに返還しなければならない。委託業務内容の変更等により不用となったときも同様とする。

4 受託者は、自己の故意又は過失により機器備品等が滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。

## 第5章 業務書類等

(業務年間計画書等)

第31条 総括責任者は、委託業務を履行するに当たっては、契約後直ちに業務着手届及び別紙2の「運転管理業務年間計画書作成要領」に基づき関係書類を監督員に提出しなければならない。

2 総括責任者は、毎月25日までに翌月の業務計画を記載した書面（以下「月間業務計画書」という。）を監督員に提出しなければならない。

3 総括責任者は、前項の月間業務計画書を変更する場合は、事前に監督員と協議の上、変更後の月間業務計画書を提出しなければならない。

4 総括責任者は、第1項で作成した業務年間予定表に、その業務の実施状況を追記し、各年度終了後、速やかに監督員に提出しなければならない。

5 監督員は、提出された書類について必要と認める場合には、その内容の修正を求めることができるものとする。

(月報等)

第32条 総括責任者は、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 運転管理日報
- (2) 運転管理月報及び運転管理年報
- (3) 定期点検記録
- (4) 水質試験月報
- (5) 業務月間報告書
- (6) 汚濁負荷量月報告様式

- (7) 支給物品使用状況報告書
  - (8) 委託業務完了報告書
  - (9) 各マンホール形式ポンプ場槽内の点検・清掃の記録写真
  - (10) その他監督員の指示するもの
- 2 総括責任者は、前項第2号から第9号までの書類は翌月10日までに、同項第10号の書類は監督員の指示に従い、遅滞なく提出及び報告しなければならない。

## 第6章 雑則

### (施設の使用)

第33条 委託者は、事務室、休憩室、倉庫等の委託業務を遂行する上で必要な施設を委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させるものとする。

2 受託者の責めにより、施設を損傷させた場合は、受託者の負担により原状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。

3 施設の清掃等、使用上の管理に係る費用は、受託者の負担とする。

### (受託者による効率化方策の提案)

第34条 総括責任者は、コミ・プラ等の効率的な管理及び光熱水費の削減に対しての方策に関し、監督員に提案することができるものとする。

2 前項により、提案があった場合において、監督員は、総括責任者と協議の上、必要に応じ運転管理についての方針に反映するものとする。

### (委託業務完了後の措置)

第35条 受託者は、委託業務が完了した場合には、支給物品については、監督員等の立会いのもと、速やかに在庫状況の確認を受けなければならない。また、使用した施設、機器備品等については、監督員等の立会いのもと、現状の確認を受け、監督員等の指示に従わなければならない。

2 受託者は、委託者が別途選定した後継事業者（以下「後継事業者」という。）が委託業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。

### (前の受託者からの引継ぎ)

第36条 受託者は、委託業務を開始するに当たり、自らの責任において前の受託者からの引継ぎを受け、正常な運転管理を継続させなければならない。

### (後継事業者への引継ぎ)

第37条 受託者は、監督員等との協議により定める期間において、委託業務に係る全ての事項について後継事業者へ引継ぎを行わなければならない。

2 受託者は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるように、業務引継書を作成した上で、監督員等立会いのもと、受託者と後継事業者との間で引継ぎを行うものとする。

3 前項の業務引継書には、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 通常運転時の機能の発揮状況
- (2) 機械設備等の振動又は異音等の状態
- (3) 機械設備等の調整及び故障状況
- (4) 処理場等の運転に係る留意事項（水質、機械、電気）
- (5) 非常事態発生時の対応内容
- (6) その他留意事項

4 受託者は、前2項に基づき作成した業務引継書に記載された内容について、後継事業者から説明等の申出があった場合には、誠意をもって対応しなければならない。

5 受託者は、第2項に定める引継ぎ完了後、委託業務完了までの間に、受託者と後継事業者の双方の記名押印のうえ、業務引継書を委託者に提出しなければならない。

### (その他の事項)

第38条 この委託業務に伴って得られる全ての資料等は、委託者に帰属するものとする。

### (疑義等)

第39条 この仕様書に疑義が生じた場合は、委託者、受託者両者協議の上、定めるものとする。

## 別紙1（第6条、第20条関係）

### 委託業務の遂行時間

#### 1 処理場等

- (1) 運転操作監視、保守点検及び水質試験業務は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日並びに同法第3条第2項及び第3項に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く日の8時35分から17時20分までの間行うものとする。ただし、汚泥処理に係る運転操作監視及び事務業務については、この限りでない。
- (2) 4日以上連続して休日等となる場合は、あらかじめ監督員と協議の上、勤務体制を整えなければならない。

#### 2 マンホール形式ポンプ場

- (1) 保守点検業務は、月2回以上、8時35分から17時20分までの間に行うものとする。
- (2) その他の業務は、随時行うものとする。

## 別紙2 運転管理業務委託業務年間計画書作成要領（第11条、第31条関係）

（目的）

第1条 この要領は、姫路市コミュニティ・プラント等運転管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定める業務年間計画書等（以下「計画書等」という。）の作成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（提出書類）

第2条 受託者は、計画書として次に掲げる書類を作成し、監督員に提出するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 業務年間予定表
- (3) 責任者等選任通知書
- (4) 有資格者の配置通知書
- (5) 業務実施体制表
- (6) 安全管理体制表
- (7) 非常事態発生時対応の業務体制表
- (8) 非常事態発生時運転操作手順書

（業務内容）

第3条 業務内容は、共通仕様書に定める業務の内容の詳細を記載するものとする。

（業務年間予定表）

第4条 業務年間予定表は、共通仕様書に定める業務の実施時期を記載するものとする。

（責任者等選任通知書）

第5条 責任者等選任通知書は、共通仕様書第8条に定める規定を遵守して記載するものとする。

2 総括責任者及び業務責任者にあつては、実務経歴書を添付するものとする。

（有資格者の配置通知書）

第6条 有資格者の配置通知書は、共通仕様書第10条に定める資格保有者であることを証するために免許証等の写しを添付するものとする。

（業務実施体制表）

第7条 業務実施体制表は、委託業務が円滑に行われるように実施体制を構築するものとする。

2 総括責任者のもとに、共通仕様書第3条に定める施設の種類ごとの配置人員を記載するものとする。

なお、兼務する場合は、その旨を記載するものとする。

（安全管理体制表）

第8条 安全管理体制表は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 運転操作業務安全管理体制図
  - (2) 事故防止手順
  - (3) 安全教育等の実施方法に係る年間計画書
- 2 運転操作業務安全管理体制図は、関係法令等を遵守し、委託業務における安全管理が確実に行われる体制とするものとする。
- 3 事故防止手順は、委託業務における事故防止を図るために、次に掲げる事故の防止手順を記載するものとする。
- (1) 可燃性及び有毒ガス事故
  - (2) 酸欠事故
  - (3) 感電事故
  - (4) 転落事故
  - (5) 巻き込まれ事故
  - (6) 熱中症
  - (7) その他各委託業務で想定される事故
- 4 安全教育等に係る年間計画書は、安全教育、訓練及び安全点検等に係る社内の安全管理支援体制等を記載し、安全教育等を実施するものとする。また、その活動については業務年間予定表も提出するものと

する。

(非常事態発生時対応の業務体制表)

第9条 非常事態発生時対応の業務体制表は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 非常事態発生時連絡体制
  - (2) 非常事態発生時召集体制（夜間、休日時）
  - (3) 緊急応援体制
- 2 非常事態発生時連絡体制は、大雨、地震、主要設備の故障、処理異常等の非常事態発生時における連絡系統が適正に機能する体制とするものとする。
- 3 非常事態発生時召集体制（夜間、休日時）は、業務従事者の中から次の要員を記載するものとする。
- (1) 状況の早期把握を行う要員として、非常事態発生時連絡後30分以内に召集できる要員
  - (2) 詳細な状況把握及び緊急対応を行う要員として、非常事態発生時連絡後1時間以内に召集できる業務従事者
- 4 緊急応援体制は、非常事態発生時において、業務従事者の不足を補うため及び交替するための要員として、速やかに召集可能な社内応援体制（前項に記載された者を除く。）を記載するものとする。なお、応援事業所等の名称、所在地、応援可能人員、召集可能時間も併せて記載するものとする。

(非常事態発生時運転操作手順書)

第10条 非常事態発生時運転操作手順書は、その操作が滞りなく行えるよう、具体的かつ簡潔に作成するものとする。

(附則)

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

## 別紙 3-1 標準点検基準表：処理場編（第 20 条関係）

### 1 保守点検作業の内容

#### (1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ及びさび、臭気並びに音により正常か否かを判断する作業。

例 油漏れ、軸受の異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトのゆるみ等

#### (2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例 振動、グランドパッキン部の過熱等

#### (3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例 電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

#### (4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否か測定機器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業。

確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例 軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定等

#### (5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例 チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

#### (6) 点検清掃作業

機器の点検掃除及び消耗品交換作業。

例 グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、フリクトレベルスイッチ、潤滑油の交換、閉塞物、スケールなどの除去

ただし、性能に関わる分解作業は専門メーカーに委託する。

例 ポンプ、回転機器等

#### (7) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

必要により計算を行って、機器の状態を判断する。

2 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
1) 沈砂池設備	ゲート	手動式	1 開度確認 2 油量の確認(油圧式)		1 作動確認(開閉時間の測定と電流値の確認含む) 2 ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1 リミットスイッチの作動確認	
		電動式				1 油の劣化状況の確認 2 シート及びスピンドルの損傷確認		
		油圧式					1年	
		自重降下式						
	除塵機械	手掻きバースクリーン	1 停止機器を稼働させてレーキの走行状態、チェーンの状態、モーター、減速機の油面、温度、異音、振動等の確認 2 スクリーンかすの除去		1 チェーンの張りの調整 2 グリスの補給、チェーンの潤滑油補給	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみ 2 ワイヤロープの伸び、リミットスイッチの作動確認	
		連続式自動除塵機				1 チェーン、シャーピン、スプロケットホイールの摩耗状況の測定 2 減速機潤滑油の交換		
		間欠式自動除塵機					1年	
		ロープ懸垂形						
		ロープ台車形						
除砂機械	サンドポンプ式	1 停止機器を稼働させて、異音、振動等の確認		1 電流値の測定	1年	1 本体の損傷確認		
搬出機械	フライトコンベヤ	1 停止機器を稼働させて、走行状態、ローラの回転状態、ワイヤの損傷確認 2 減速機の油面、温度、異音、振動の確認		1 チェーンの張りの調整 2 グリスの補給、チェーンの潤滑油補給 3 スクリュー軸の偏心調整	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみの確認 2 リミットスイッチの作動確認		
	ベルトコンベヤ				1 チェーン、シャーピン、スプロケットホイールの摩耗の測定 2 潤滑油の交換			
	スキップホイスト					1年		
	スクリュウコンベヤ							
貯留ホッパ	油圧式	1 スクリーンかす、沈砂の貯留状況、全開状況、油圧、油面の確認			1年	1 リミットスイッチの作動確認		
	パワーシリンダ式							
	スライドゲート式							
2) 主ポンプ設備	ポンプ	水中汚水ポンプ	1 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認			6ヶ月	1 振動測定	
						1年	1 潤滑油の交換	
	バルブ	仕切弁	手動式、電動式	1 グランドパッキンの確認 2 開度の確認 3 漏れ確認		1 作動確認	1年	1 グリス補給
		蝶形弁	手動式、電動式					
		逆止弁	スイング式、フラップ式					
	天井クレーン	手動式	1 作動確認		別表の定期自主点検表に準ずる(クレーンなど安全規則準拠)	1年	別表の定期自主点検表に準ずる(クレーンなど安全規則準拠)	
		電動式						

2 機械設備

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検		
					1週間	1ヶ月	その他
(3) 反 応 タ ン ク 設 備	散気装置	散気筒	固定式	1 散気状況の確認			<固定式> 1 腐食状況の確認(池を空にした時)
			吊り上げ式				
		散気板	固定式				
			吊り上げ式				
	ディスクディフューザ	固定式					
	ジェットノズル式	吊り上げ式					
	曝気装置	横軸型	1 異音、振動、油量の確認	1 羽根浸漬深さの確認、調整	1 グリスの補給 2 電流値の測定 3 温度、異音、振動点検	6ヶ月	1 リミットスイッチの作動確認
		縦軸型					
		スクリュー型					
		水中プロペラ型					
軸流ポンプ型							
					1年	1 減速機の潤滑油交換 2 チェーン、羽根、水切板の腐食、摩耗、損傷状況の確認	
送風機	ルーツブロワ		1 異音、温度、圧力、振動、漏油、軸受温度、潤滑油の確認 2 電流計(電流)指示確認		1 エアフィルタの清掃 2 振動及び騒音測定 3 グリス補給 4 Vベルトの張り調整	1年	1 Vベルトの摩耗損傷の確認
自動弁	電動弁	全開—全閉	1 開度の確認 2 漏れ確認		1 作動確認	1年	1 グリス補給
		開度制御					
消泡装置	可動式		1 消泡ノズル及び消泡状況の確認				
	固定式						
制水扉	制水扉	手動式	1 開度の確認		1 グリスの補給		
	可動堰	手動式					
テレスコープ弁	手動式		1 量のバランス 2 作動確認				
	電動式						

2 機械設備

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検		
					1週間	1ヶ月	その他
(4) 最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	中央駆動式		1 異音、振動、油量の確認		1 グリスの補給 2 電流値の測定	6ヶ月 1 リミットスイッチの作動確認
							1年 1 減速機の潤滑油交換
	スカムスキマー	円形池用スキマー		1 作動確認 2 スカムの確認			
	汚泥ポンプ	無閉塞形及び吸込スクリュウ形	直結形	固定速 回転数制御	1 異音、温度、圧力、弁開度、振動、水漏れ、電流値の確認 2 グランドパッキン、メカニカルシールの確認		1 Vベルトの張り調整 2 グランドパッキン、メカニカルシールの調整 3 軸受温度の測定
ベルト掛			固定速 回転数制御	1年 1 潤滑油の確認 2 点検清掃			
自動弁	電動式		1 開度の確認 2 漏れ確認		1 作動確認	1年 1 グリス補給	
	空気作動式						
(5) 消毒設備	次亜塩素酸ソーダ注入装置	ダイヤフラム形ポンプ	① 手動調整形	1 配管ラインのガス溜りの確認 2 液位の確認 3 注入量の確認		1 ストレーナの清掃	1年 1 潤滑油の確認
			② ストローク制御				
		③ 回転数制御					
ネジポンプ	固定速 回転数制御						
インジェクタ形	手動設定形 比例注入形						
塩素混和装置	固形塩素剤接触形		1 薬剤の残量確認	1 溶解部スリットの付着物清掃 2 溶解部スリットの開度確認、調整			

2 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検						
				1週間	1ヶ月	その他				
(5) 消毒設備	(紫外線消毒設備)									
	紫外線消毒装置本体	内照式		1 点灯の有無、照射量の確認 2 異音、振動、発熱の確認 3 UVモニタ指示値の確認	1 保護管自動洗浄の確認	1年	1 積算時間計のリセット 2 紫外線強度計の校正 3 UVモニタの校正 4 UVランプの交換 5 保護管化学洗浄			
		外照式								
	動力制御盤 (現場操作盤)									
	消毒装置設置水路	密閉方式	自然流下式							
			ポンプ圧送式							
		サイフォン式								
	開水路方式									
	(オゾン消毒設備)									
	オゾン反応設備	オゾン注入装置	散気装置					1 オゾンガス流量の確認 2 ドレンの確認	1 排オゾン、環境オゾン濃度の確認 2 フィルタ、ゼロガス発生器の確認 3 排ガス処理の確認	6ヶ月
インジェクタ										
反応タンク										
排オゾン処理装置	活性炭吸着分解法	触媒分解法								
オゾン発生設備	オゾン発生装置	円形多管電極型	1 空気圧力、冷却水流量、冷却水温度、放電状態、オゾン漏れの確認 2 異音、振動の確認 3 電力、電流、電圧の確認	1 発生器内水量レベルの確認 2 油量、漏油の確認 3 Vベルトの張り調整 4 異音、冷媒漏れの確認	1年	1 発生器内冷却水の交換、発生器内部清掃				
		平板電極型								
	原料ガス供給装置	空気								
		酸素								
	冷却装置	水冷式					空気式			
							一過式			
熱交換器循環式										
冷却塔循環式										
電源装置										

2 機械設備

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
(6) 用水設備	ろ過装置	砂ろ過	下向流式	1 圧力の確認		1 本体エア抜き 2 潤滑油量の確認 3 差圧、逆洗の作動の確認	1年	1 砂量確認 2 潤滑油の確認
			上向流式					
			逆洗水保有式					
		移床式上向流連続式						
ストレーナ	マイクロストレーナ	自動洗浄ストレーナ						
自動弁	電動式		1 開度の確認	1 作動確認	1年	1 グリス確認		
	空気作動式		2 漏れ確認					
用水ポンプ	渦巻ポンプ		1 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2 グランドパッキンの確認	1 グリス補給 2 グランドパッキン調整 3 Vベルトの張り調整	6ヶ月	1 振動測定 2 カップリングゴムの摩耗状況の確認 3 Vベルトの摩耗損傷の点検		
	タービンポンプ							
	水中ポンプ				1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃		
(7) 汚泥濃縮設備	濃縮機	重力式	汚泥かき寄せ方式	1 異音、振動、油量等の確認	1 グリスの補給 2 電流値の測定	6ヶ月	1 リミットスイッチの作動確認	
		機械式	浮上式					
			遠心式					
			ベルト式					
	夾雑物除去装置	回転ドラム式スクリーン		1 作動確認	1 振動測定 2 電流値の測定 3 チェーンの張り調整	1年	1 潤滑油の交換	
	分水扉	手動可動堰		1 開度の確認	1 グリスの補給			
汚泥ポンプ	無閉塞形及び吸込みスクルー形	直結形	1 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2 グランドパッキン、メカニカルシールの確認	1 Vベルトの張り具合 2 グランドパッキン、メカニカルシールの調整	6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の確認 2 カップリングゴムの摩耗確認 3 振動測定		
		ベルト掛						
	水中汚水ポンプ				1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃		
槽撹拌機	ルーツプロワ		1 異音、温度、振動、圧力、油面、グリスの確認	1 エアフィルタの清掃 2 Vベルトの張り調整 3 グリスの補給	1年	1 潤滑油の交換		
	縦軸形							

2 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
(8)汚泥脱水設備	汚泥脱水機	ベルトプレス脱水機	1 異音、振動、油量、油漏れ、洗浄、ノズル詰まりの確認 2 チェーン、ろ布の張りの調整 3 ローラ、ろ布の回転、蛇行の確認 4 脱水汚泥含水率、はく離の確認 5 蛇行修正装置作動確認		1 テークアップ及びリターンローラの回転及び損傷確認 2 グリス補給	1年 1 潤滑油の交換 2 ろ布の交換（適宜）	
		遠心脱水機	1 異音、温度、振動、漏れの確認 2 電流値、油圧、油温、油量の確認 3 分離液の状態、脱水汚泥含水率の確認		1 振動測定 （測定結果により、空運転またはケーシング内汚泥除去） 2 Vベルトの張りの確認	1年 1 潤滑油交換 2 グリス補給	
		スクリープレス式	1 異音、温度、振動、漏れの確認 2 電流値、油圧、油温、油量の確認 3 分離液の状態、脱水汚泥含水率の確認		1 振動測定 （測定結果により、空運転またはケーシング内汚泥除去） 2 Vベルトの張りの確認	1年 1 潤滑油交換 2 グリス補給	
	汚泥ポンプ	一軸ネジ式	1 温度、圧力、弁開度、振動、異音、漏水の確認 2 グランドパッキンの確認		1 Vベルトの張り調整 2 グランドパッキンの調整 3 軸受温度の測定	6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の点検 2 カップリングゴムの摩耗状況の確認 3 振動測定
		無閉塞式				1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃
	汚泥サービスタンク	スクリー式					1 潤滑油の確認 2 点検清掃
		攪拌機付					
	薬液貯留溶解槽	攪拌機付	1 漏れ、異音、油面、振動、温度、グリスの確認				1 槽内部確認 2 潤滑油の確認
		攪拌機無					
	薬品ポンプ	ダイヤフラム式	1 異音、温度、圧力、振動、水漏れの確認 2 油量の確認			1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃

2 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
(8)汚泥脱水設備	薬品定量供給機	連続定量供給装置式	1 温度、油面、振動、異音、詰まり、グリス、油漏れ確認		1 スケール付着の確認	1年	1 摩耗状況の確認 2 潤滑油の確認	
		ロータリーバルブ式						
	脱水汚泥搬送装置	コンベヤ	ベルトコンベヤ スクリーコンベヤ	1 走行状態の確認 2 ローラ回転の確認 3 ベルトの張りの確認 4 油量の確認 5 ベルトの洗浄状況の確認 6 異音、温度、振動の確認		1 グリス補給 2 ベルトの張り調整	1年	1 潤滑油の確認 2 ローラの摩擦状況の確認
	脱水汚泥ホッパ	油圧開閉式	1 ケーキの貯留状況、油圧、油面の確認				6ヶ月	1 リミットスイッチの作動確認
		パワーシリンダ式 スライドゲート式						
	自動弁	電動式	1 開度の確認 2 漏れ確認			1 作動確認 2 グランドパッキンの確認	1年	1 グリス補給
		空気作動式						
空気源装置	コンプレッサ	空気槽 付 空気槽 無	1 異音、振動、温度、油面、圧力、電流値の確認 2 ドレン抜き 3 冷却水の状況確認		1 ストレーナの清掃 2 安全弁の点検 3 Vベルトの張り調整	1年	1 潤滑油の交換 2 摩耗状況確認	
	空気槽							
	空気冷却機 除湿機	アフタークーラ ドライヤ シリカゲル式						
用水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	1 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2 グランドパッキンの確認			1 Vベルトの張り調整	6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の点検 2 振動測定 3 カップリングゴムの摩耗の確認	
	多段タービンポンプ							
	水中ポンプ						1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃
ホイスト	電動式	1 外観の確認			別表の定期自主点検に準ずる	1年	別表の定期自主点検に準ずる	

2 機械設備

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
(9) 脱臭設備	洗浄塔	立形	一段洗浄	1 臭気の確認 2 薬液量及び漏れ確認 3 流量、圧力の確認	1 スプレーノズルの目詰まりの確認		1年	1 槽内部確認 2 槽内部点検、清掃 3 薬液の補充
			多段洗浄					
	横形	一段洗浄						
		多段洗浄						
活性炭吸着塔 生物充てん脱臭塔	横向流式	一段式	1 漏れの確認 2 差圧の確認			2ヶ月	1 臭気測定 (測定結果により活性炭交換及び槽内部点検)	
		多段式						
上向流式	一段式							
	多段式							
脱臭ファン			1 異音、温度、振動、圧力 の確認		1 グリスの補給 2 Vベルトの張り調整	1年	1 羽根の損傷確認 2 潤滑油の確認	
薬液ポンプ	ダイヤフラム式		1 異音、温度、圧力、振動、水 漏れの確認 2 油量の確認		1 ストレーナの清掃	1年	1 潤滑油の交換 2 点検清掃	
	渦巻式							
(10) 空気調和設備	冷却塔	冷却塔		1 散水状況の確認				
	空気調和機	パッケージ形空調機	1 圧力、温度、異音の確認			6ヶ月	1 フィルタ水洗い	
		ユニット形空調機						
		小形クーラ						
		パネル形エアフィルタ						
	自動巻取エアフィルタ							
ポンプ	空調用ポンプ (冷却水)		1 異音、温度、圧力、水漏れ、 振動の確認 2 グランドパッキンの確認		1 グランドパッキンの確認	6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の確認 2 振動測定 3 カップリングゴムの摩耗の確認	
						1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃	

2 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
① 換気設備	送風機	送風機	1 異音、振動、温度の確認	1 電流値、圧力の確認	1年	1 羽根の損傷確認
		換気扇				
屋上ルーフファン						
風道	吹出口及び吸込口	ダンパー類	1 吹出口、吸込口の異物付着の確認	1 ダンパー類の開閉確認	6ヶ月	1 本体損傷の確認
② その他の設備	槽類	鋼板製槽類	1 量の確認 2 漏れの確認		1年	1 点検清掃
		FRP製槽類				
重油貯蔵施設 (本体槽)			1 貯留量の確認 2 漏れの確認<地上式>	1 エア抜きパイプのスケール除去	別表の定期自主点検表に準ずる	
床排水ポンプ	槽外形	直結形	1 油量確認 2 作動、異音の確認	1 排水槽の確認	6ヶ月	1 排水槽内堆積物除去
	水中ポンプ				1年	1 点検清掃
配管			1 漏れ確認			
破碎機	配管型	水路型	1 異音、温度、振動の確認 2 異物の除去		1年	1 潤滑油交換 2 カッターの刃の交換 (適宜)

### 3 電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
(1) 受変電・動力設備	電線路	架空電線路			1 標識、保護柵の状況確認 2 電線の高さ、他の工作物、植物との離隔距離の確認 3 端末部の腐食損傷の確認	1年	1 外部、接地部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認	
		地中電線路						
		母線						
	接地線	接地線			1 端子箱の異常の確認			
	受変電設備	PAS、断路器、遮断器、避雷器、計器用変成器、開閉器類	1 外観損傷の目視点検 2 表示器等による異常の有無確認			1 異物の付着確認 2 損傷、油漏れ及びき裂の確認 3 指示計、表示灯類の確認 4 異音、異臭、振動の確認 5 油量の確認 6 温度の確認	1年	1 外部、接続部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認 2 付属装置の機能確認
		配電用変圧器						
		コンデンサ類						
		高圧リアクトル						
		ヒューズ類						
		保護継電器						
		その他付属設備						
	負荷設備	コントロールセンタ	1 異音、振動、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認				1年	1 外部、接続部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認 2 付属装置の機能確認 3 特定対象機器（水中ポンプ等）の絶縁抵抗測定
		可変速制御装置						
		補助継電器、制御盤						
		電動機						
現場操作盤								
照明設備								

### 3 電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
(2) 自家 発電 設備	機関	ディーゼル ガスタービン			1 外観の確認、保守運転 2 損傷、油漏れ及びびき裂の確認、清掃 3 指示計、表示灯類の確認 4 異音、異臭、振動の確認 5 温度の確認	3ヶ月	1 ボルト、ナットのゆるみ点検
	発電機					1年	1 実負荷運転
	燃料小出槽				1 外観、油量の確認	6ヶ月	1 水分、スラッジの有無確認
	コンプレッサ始動用空気槽				1 ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月	1 充てん時間の確認
	減圧水層				1 水位の確認		
	冷却水槽						
	冷却水ポンプ 燃料移送ポンプ				1 外観の確認 2 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、油漏れ、振動等の確認	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみの確認 2 カップリングゴムの摩耗状況の確認
						1年	1 潤滑油の確認 2 点検清掃
	ラジエータ				1 水温の確認		
	熱交換器						
	潤滑油冷却器				1 油漏れの確認		
	温度調節弁				1 外観の確認		
	給水装置	(ボールタップなど)			1 水量の確認		
	始動用バッテリー			1 直流電源装置に準じる			
	配電盤類	発電機盤 自動始動盤 補機盤、現場操作盤			1 異音、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認	1年	1 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2 開閉器、昇降装置の作動確認 3 絶縁抵抗測定

### 3 電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
(3) 制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛			1 全セルの電槽、き裂、変形損傷、漏液の確認 2 電圧、温度の確認	6ヶ月	1 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相、極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛					
		アルカリ					
直流電源装置 無停電電源装置 汎用ミニUPS	整流器、充電器	1 異音、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認		1 電圧、電流の確認	1年	1 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2 開閉器類の作動確認	
インバータ							
電源分岐盤							
切換装置							
(4) 電線路設備	架空電線路				1年	1 外観の確認 2 碍子のき裂確認 3 取付ボルトのゆるみ確認 4 ハンドホール内の点検清掃	
	地中電線路						
	ケーブルラック						
(5) 計装設備	指示計器類	指示計	1 外観の確認 2 指示状況の確認		1 ゴミ、ほこりの除去 2 記録紙の交換 3 インク、ペン部分の清掃及び交換 4 スライド部の清掃、給油	1年	1 零点調整 2 清掃
		記録計					
		積算計					
		調節計					
		ループコントローラ					
		演算器					
		警報設定器					
		手動設定器					
	共通機器類	電源装置	1 外観の確認			1年	1 清掃
		ディストリビュータ					
		信号変換機					
		避雷器					
		現場計装盤					

電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
(6) 監視制御設備	監視装置	監視盤	1 外観の確認 2 計器の異常の有無確認 3 表示灯の異常確認			1年	1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		操作卓					
		計装盤、変換器盤					
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1 外観の確認 2 表示灯の異常確認			1年	1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		プロセスコントローラ					
		プログラマブルコントローラ					
		シーケンスコントローラ					
	情報処理装置	中央処理装置	1 外観の確認 2 室温、湿度の確認			1年	1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		表示装置					
		出力装置					
		遠方監視制御装置					
		その他の制御装置					
工業用テレビ							
(7) 付帯設備	照明設備		1 外観の確認 2 表示灯の異常確認			1年	1 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備						
	自動火災報知設備						
	電話設備						
	拡声器設備						
	テレビ共聴設備						
	避雷針設備						
	電気時計設備						
	街灯設備						

別表 定期自主点検表

1 圧力容器定期自主点検表

項 目		点検事項
本 体		損傷の有無
付属品	ふたの締付けボルト	摩耗の有無
	管及び弁	損傷の有無

点検頻度：第一種圧力容器は、1回/月以内  
第二種圧力容器は、1回/年以内

2-1 クレーン定期自主点検表

(1回/月以内)

項 目		点検事項
安全装置	渦巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

2-2 クレーン定期自主点検表

(1回/年以内)

項 目		点検事項
作動試験		吊り上げ、走行、旋回 トロリの横行等の作動
安全装置	渦巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

別紙 3-2 標準点検基準表 マンホール形式ポンプ場編 (第 20 条関係)

1 保守点検作業の内容

(1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ及びさび、臭気並びに音により正常か否かを判断する作業。

例 油漏れ、軸受けの異音、磨耗、ボルトのゆるみなど

(2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例 振動等

(3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例 電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

(4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否か測定機器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業。

確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例 振動測定、絶縁抵抗測定等

(5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例 計器の零点調整等

(6) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

## 2 マンホール形式ポンプ場

設備名	機器名	分類	巡回時点検 (2回/月 以上を標準)	定期点検 (1回/年 以上を標準)
(1) 汚水ポンプ設備	着脱式水中汚水ポンプ	ボルテックスタイプ	1 異音、振動、圧力、電流値の確認	1 着脱装置の機能確認 2 腐食の確認 3 軸封部の確認 4 グランドパッキンの確認
		吸込みスクリュータイプ		
		ノンクログタイプ		
(2) 操作制御設備	現場操作盤		1 外観(汚損、損傷)、過熱の確認 2 計器指示値(電力量計含む)、表示灯の確認 3 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認 4 漏電遮断機の作動確認 5 自動通報装置の通報確認	1 絶縁及び接地抵抗値測定
(3) 配管設備	配管		1 漏水、ジョイント部の確認	
(4) 遠方監視操作設備	自動通報装置	(ポンプ場側)	1 異音、振動、過熱の確認 2 破損の確認	1 取付け機器、プラグインのゆるみ 2 コネクタ、端子接続部のゆるみ
	中央監視装置(パソコン) 電話機 FAX等	(管理所側 遠方側)		
(5) 計装設備	フリクトレベルスイッチ	浮子転倒式	1 動作の確認	
	水位計	投込式圧力式		1 レベルスイッチによるポンプの作動確認 2 指示計の零点調整
		気泡式		

別紙4（第23条関係）

- 毎日1回行うものとする。（休日等を除く。）
- 週1回行うものとする。
- ◎ 都度行うものとする。

水質分析及び汚泥性状分析内容

項目	検体 流入下水 (沈砂池)	曝気槽 混合水 (曝気槽)	曝気槽 流出水 (沈殿槽)	処理水 (終沈出口)	放流水 (塩素混和池 出口)	脱水汚泥	備考
水温	○	○					
外観	○	○			○		
臭気	○				○		嗅覚により行う
透視度	○			○			透視度計により行う
pH	○	○			○		
NH <sub>4</sub> -N			●				簡易試験キットにより行う
NO <sub>2</sub> -N			●				簡易試験キットにより行う
NO <sub>3</sub> -N			●				簡易試験キットにより行う
残留塩素					●		DPD法により行う
遊離残留塩素					●		DPD法により行う
SV		○					
MLSS		○					MLSS計により行う
含水率						◎	水分計により行う

確認欄

確認欄

## 故障等報告書

報告書提出日


履歴id:

--

台帳整理番号

--

処理場名			
委託業者		連絡先	
業務責任者		故障等発生日	
対象箇所・機器等  設備番号:	大分類		
	中分類		
	箇所・機器名称		
	製造メーカー		
	様式・形式		
現状の説明	故障等の状況		
	原因		
処理場運営への影響（現在の状態を継続した場合の悪影響等）			
修理完了まで処理場運営を維持する方法			
添付資料（写真・図面等） <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし                 （どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> ）			
<『あり』の場合、その内容>			
備考			

確認欄

## 修 理 完 了 報 告 書

報告書提出日

履歴id:

台帳整理番号

報告書提出日		履歴id:	
		台帳整理番号	
処理場名			
委託業者		連絡先	
業務責任者		故障等発生日	
対象箇所 ・機器等  設備番号: 0	大分類		
	中分類		
	箇所・機器名称		
	製造メーカー		
	様式・形式		
現場調査結果			
決定修理方法			
修理内容			
修理完了予定日		修理完了日	
添付資料		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし      (どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> )	
<『あり』の場合、その内容>			
備考			